

令和7年度
労働保険事務組合向け
労務管理等説明会

令和8年2月

浦河労働基準監督署

説明会次第

1. 開会あいさつ
2. 令和6年の北海道労働局内における監督指導結果の概要
3. 当署管内における労働災害発生状況
4. 労働保険の手続における留意事項
5. 労災補償の手続における留意事項
6. 閉会

開会あいさつ

浦河労働基準監督署長

1

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年の北海道労働局内における監督指導結果

浦河労働基準監督署 監督・安衛課

令和6年の監督指導結果の概要



- ・北海道労働局管下の17労働基準監督署・支署における令和6年1月から令和6年12月までに実施した定期監督等に係るもの。

表1 監督指導実施状況・法違反状況

令和6年 監督実施状況及び措置状況															
年	(業種)	監督指導実施事業場数	違反事業場数	使用停止等処分対象事業場数(※2)	主な違反状況(労働基準法)			主な違反状況(労働安全衛生法)							
					15条	32条	34条	35条	36条	37条	20～25条		66条	66条の4	66条の8の3
					労働条件の明示	労働時間	割増賃金	安全基準	衛生基準	健康診断	医師の意見聴取	時間把握			
令和6年	全業種	5,637	3,652 64.8%	249 4.4%	361 6.4%	1,022 18.1%	673 11.9%	1,247 22.1%	325 5.8%	291 5.2%	371 6.6%	220 3.9%			
	製造業	995	732 73.6%		84 8.4%	206 20.7%	143 14.4%	344 34.6%	189 19.0%	95 9.5%	101 10.2%	26 2.6%			
	建設業	2,153	1,418 65.9%		48 2.2%	112 5.2%	96 4.5%	691 32.1%	98 4.6%	31 1.4%	65 3.0%	30 1.4%			
	運輸交通業	333	261 78.4%		43 12.9%	172 51.7%	83 24.9%	46 13.8%	5 1.5%	14 4.2%	51 15.3%	12 3.6%			
	農林業	114	71 62.3%		10 8.8%	3 2.6%	3 2.6%	41 36.0%	0 0.0%	8 7.0%	10 8.8%	9 7.9%			
	畜産・水産業	67	52 77.6%		7 10.4%	0 0.0%	2 3.0%	17 25.4%	0 0.0%	11 16.4%	7 10.4%	7 10.4%			
	商業	848	453 53.4%		67 7.9%	180 21.2%	145 17.1%	38 4.5%	8 0.9%	61 7.2%	46 5.4%	62 7.3%			
	保健衛生業	356	215 60.4%		35 9.8%	93 26.1%	65 18.3%	0 0.0%	12 3.4%	27 7.6%	32 9.0%	15 4.2%			
	接客娯楽業	287	151 52.6%		22 7.7%	105 36.6%	48 16.7%	11 3.8%	0 0.0%	24 8.4%	19 6.6%	21 7.3%			
	清掃・と畜業	136	73 53.7%		10 7.4%	23 16.9%	17 12.5%	24 17.6%	2 1.5%	5 3.7%	10 7.4%	3 2.2%			
	その他	348	226 64.9%		35 10.1%	128 36.8%	71 20.4%	35 10.1%	11 3.2%	15 4.3%	30 8.6%	35 10.1%			
	令和5年	全業種	6,756	4,403 65.2%											
令和4年	全業種	6,427	4,151 64.6%												

↑令和7年11月19日付け厚生労働省北海道労働局発表資料から引用

令和6年の監督指導結果の概要



主な違反事項

- 主な違反事項は多い順に、
 1. 労働災害の防止等に係る**安全基準**に関するもの
 2. 違法な時間外労働など**労働時間**に関するもの
 3. 賃金不払残業など**割増賃金**に関するもの
 4. 健康診断の結果、異常の所見がある場合の**医師への意見聴取**に関するもの
 5. **労働条件の明示**に関するもの

令和6年の監督指導結果の概要



違反割合の高い業種

- 違反割合の高い主な業種は多い順に、

順位	業種	違反割合	順位	業種	違反割合
1	運輸交通業	78.4%	6	農林業	62.3%
2	畜産・水産業	77.6%	7	保健衛生業	60.5%
3	製造業	73.6%	8	清掃・と畜業	53.7%
4	建設業	65.9%	9	商業	53.4%
5	その他	64.9%	10	接客娯楽業	52.8%

令和6年の監督指導結果の概要



業種別の主な違反事項（1）

- 主な違反事項を多い順に5つ挙げると、

順位	畜産・水産業	違反割合	順位	農林業	違反割合
1	安全基準	25.4%	1	安全基準	36.0%
2	健康診断	16.4%	2	労働条件の明示	8.8%
3	労働条件の明示	10.4%		医師の意見聴取	8.8%
	医師の意見聴取	10.4%	3	時間把握	7.9%
	時間把握	10.4%	4	健康診断	7.0%

令和6年の監督指導結果の概要



業種別の主な違反事項（2）

- 主な違反事項を多い順に5つ挙げると、

順位	商業	違反割合	順位	接客娯楽業	違反割合
1	労働時間	21.2%	1	労働時間	36.6%
2	割増賃金	17.1%	2	割増賃金	16.7%
3	労働条件の明示	7.9%	3	健康診断	8.4%
4	時間把握	7.3%	4	労働条件の明示	7.7%
5	健康診断	7.2%	5	時間把握	7.3%

令和6年の監督指導結果の概要



主な違反事項の違反態様（労働基準法関係）

違反事項	違反の態様
労働時間	<ul style="list-style-type: none">・ 36協定の締結・届出なく、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせている。・ 締結・届出した36協定であらかじめ定めた範囲を超えて時間外労働を行わせている。
割増賃金	<ul style="list-style-type: none">・ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。・ 割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
労働条件の明示	<ul style="list-style-type: none">・ 労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。

令和6年の監督指導結果の概要



主な違反事項の違反態様（労働安全衛生法関係）

違反事項	違反の態様
医師の意見聴取	<ul style="list-style-type: none">健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴いていない。
健康診断	<ul style="list-style-type: none">常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行っていない。有害業務に従事する労働者に対して、6か月以内ごとに1回、定期的に特定健康診断を行っていない。
時間把握	<ul style="list-style-type: none">出勤簿に押印するのみで、タイムカード等の客観的に把握できる方法で始業時刻や終業時刻を把握していない。管理者について労働時間の把握を行っていない。

令和6年の監督指導結果を受けて

事業場に対するチェックポイント（1）

- 労働者に書面により**労働条件を明示**しているか。
- **労働時間の記録**（始業時刻、終業時刻、休憩時間）を残しているか。
- 毎年、**36協定をあらかじめ締結・届出**したうえで、時間外労働・休日労働を労働者に行わせているか。
- 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する**割増賃金**は適正に計算したうえで、確実に支払っているか。
- 賃金支払の5原則に基づき、**最低賃金以上の賃金**を支払っているか。



労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

令和6年の監督指導結果を受けて

事業場に対するチェックポイント（2）

- **健康診断**を法定の頻度、定期に実施しているか。
- 定期健康診断の結果、異常の所見があった労働者について、**医師の意見**（通常勤務、就業制限、要休業etc.）**を聴取**しているか。
- **年次有給休暇**を法定の日数付与し、**取得状況を管理**しているか。
- **解雇または退職の手續**を定め、適正に取り扱っているか。
- **就業規則を作成**し、労働者に周知しているか。労働者数が10人以上の場合は所轄労働基準監督署に**届出**しているか。



労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

36協定の締結・届出について～よくある不備事項～

1. **労働保険番号・法人番号**が記載されていないこと。
2. 協定の**起算日**が空欄又は1枚目と2枚目で一致していないこと。
3. 「② **1年単位の変形労働時間制による労働者**」と「① 下記②に該当しない労働者」の区別ができていないこと。
4. **協定の当事者**（労働者の過半数を代表する者の場合）の**選出方法**が記載されていないこと。
5. それぞれの**チェックボックス**にチェックが入っていないこと。
6. 36協定が**1部しか届出されていない**こと。

36協定の様式
(厚生労働省HP)



参考事項

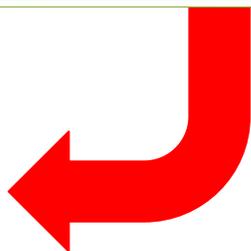
各種支援策～監督署以外の相談窓口～

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省

事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト

スタートアップ労働条件



厚生労働省

中小企業・小規模事業者のみなさまへ。

働き方改革支援します。

北海道の50人の社労士に無料で相談できる。
1社につき原則3回まで(1回3時間まで)

こんなことで悩んでいませんか？ ぜひお気軽にご相談ください。

- ◆ 残業を減らしたい
- ◆ 36協定の作り方を知りたい
- ◆ 非正規雇用労働者の待遇を改善したい
- ◆ 同一労働・同一賃金への対応はどうすればよいか
- ◆ 就業規則を見直したい
- ◆ 最賃が上がっているが、どう対応したらよいか
- ◆ 従業員が定着せず、人手不足で困っている
- ◆ テレワークへの対応はどうすればよいか
- ◆ 助成金を利用したいが、使い方が分からない

中小企業の取り組み事例はコチラから

【厚生労働省委託事業】
北海道働き方改革推進支援センター
〒060-0041 札幌市中央区大通東2丁目3番地1 第36桂和ビル6階
【地下鉄東西線】バスセンター前駅 5番出口直結

開所時間 平日9:00～17:00 ※年末年始を除く。

☎ 0800-919-1073
※050から始まる電話番号でおかけの方は011-212-1127におかけください。

FAX 011-212-1151 Email hokkaido@workstylereform.net
ホームページ <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/hokkaidou>



当署管内における 労働災害発生状況

浦河労働基準監督署 監督・安衛課

3

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

当署における労働災害発生状況



業務別労働災害発生状況

令和7年1月1日～令和7年12月31日（令和8年1月末現在）

	令和7年 【令和8年1月末現在】			令和6年 【前年同期】			対前年		業種 割合 (%)
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率 (%)	
全産業計	2	154	156	1	185	186	-30	-16.1	100.0
製造業	2	4	6		9	9	-3	-33.3	3.8
建設業		9	9		11	11	-2	-18.2	5.8
林業		1	1		5	5	-4	-80.0	0.6
漁業		7	7		11	11	-4	-36.4	4.5
卸・小売業		3	3		6	6	-3	-50.0	1.9
清掃業		4	4		1	1	3	300.0	2.6
畜産業		104	104		114	114	-10	-8.8	66.7
その他の事業		15	15	1	17	18	-3	-16.7	9.6

当署における労働災害発生状況

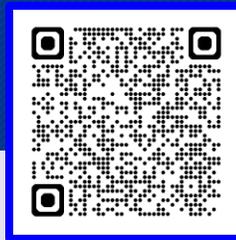


業務別労働災害発生状況

令和8年1月1日～令和8年1月31日（令和8年1月末現在）

	令和8年 【令和8年1月末現在】			令和7年 【前年同期】			対前年		業種 割合 (%)
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率 (%)	
全産業計		12	12		4	4	8	200.0	100.0
製造業		1	1				1		8.3
建設業					1	1	-1	-100.0	
林業									
漁業									
卸・小売業		1	1				1		8.3
清掃業									
畜産業		7	7		3	3	4	133.3	58.3
その他の事業		2	2				2		16.7

当署における労働災害発生状況



業務別労働災害発生状況

令和7年1月1日～令和7年12月31日（令和8年1月末現在）

□ 事故の型別

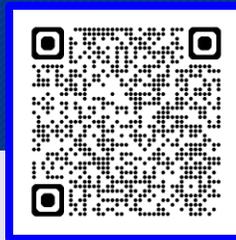
事故の型別統計（令和7年1月1日から同年12月31日まで）・令和8年1月末時点

	墜落、転落			転倒				激突	飛来、落下	激突され	はさまれ、巻き込まれ	切れ、こすれ	高温・低温の物との接触	感電	交通事故（道路）	動作の反動、無理な動作			その他	総計		
	2m以上から	2m未満から		滑り	つまづき	踏み外し	その他									腰痛	転倒もどき	その他				
件数	45	2	43	23	7	5	1	10	3	2	51	11	8	1	1	3	7	2	1	4	1	156
全体占有率（%）	28.8	1.3	27.6	14.7	4.5	3.2	0.6	6.4	1.9	1.3	32.7	7.1	5.1	0.6	0.6	1.9	4.5	1.3	0.6	2.6	0.6	100.0

□ 年齢別

全産業	60歳以上	60歳未満	総計	畜産業以外	60歳以上	60歳未満	総計
死傷者数	25	131	156	死傷者数	19	131	52
割合	16.0%	84.0%	100.0%	割合	36.5%	63.5%	100.0%

当署における労働災害発生状況



業務別労働災害発生状況

令和7年1月1日～令和7年12月31日（令和8年1月末現在）

外国人労働者の割合【在留資格別】

全産業	技能	技能実習	総計
死傷者数	39	1	156
割合	25.0%	0.6%	100.0%

畜産業	技能	技能実習	総計
死傷者数	38	0	104
割合	36.5%	0.0%	100.0%

監督署報告の時期

【災害発生日から】

全産業	30日以内	30日超え 60日以内	60日超え	総計
死傷者数	101	27	28	156
割合	64.7%	17.3%	18.0%	100.0%

労働者死傷病報告の提出



労働災害が発生した場合は、
労働者死傷病報告を速やかに提出してください。

□ 労働安全衛生規則第97条

1. 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、**遅滞なく**、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項（以下略）を**所轄労働基準監督署長に報告**しなければならない。
2. 前項の場合において、**休業の日数が四日に満たないときは**、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、**それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに**、電子情報処理組織を使用して、同項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を**所轄労働基準監督署長に報告**しなければならない。

労働者死傷病報告の提出



提出にあたっての浦河労働基準監督署からのお願い

1. 最下欄の**事業者職氏名**を漏れなく記載してください。
2. 「事業場」は**被災した労働者が勤務している場所**（〇〇支店、△△工場）を指すため、本社または法人全体の情報（所在地、郵便番号、労働者数等）は記載しないでください。
3. 「事業場」が**漁業の場合**、被災した労働者の**「船員手帳の有無」**について記載してください。
4. 被災した労働者が**外国人労働者**の場合、**在留カードの写しを添付**してください（浦河労働基準監督署独自のお願い）。

参考事項

【要注意】 非社労士が書類提出代行業務を行う場合、
社会保険労務士法違反となることがあります

□ 社会保険労務士法第27条

- 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。

※ **第二条第一項第三号の業務**を行うことは差し支えない。

→事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について**相談に応じ、又は指導すること**

**【要注意】 非社労士が書類提出代行業務を行う場合、
社会保険労務士法違反となることがあります**

□ 社会保険労務士法施行規則第16条

1. 他人の求めに応じ報酬を得て法第二条に規定する事務を業として行う社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会保険労務士」という。）若しくはその使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士は、同条第一項第一号に規定する申請書等（以下この条において「申請書等」という。）を作成した場合には、作成した書類に作成の年月日を記載し、かつ、当該申請書等の作成に係る社会保険労務士の名称を冠してその氏名を記載しなければならない。
2. 開業社会保険労務士若しくはその使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士は、法第二条第一項第一号の二の規定により申請書等の提出に関する手続を代わってする場合には、当該申請書等に「提出代行者」と表示し、かつ、当該申請書等の提出に係る社会保険労務士の名称を冠してその氏名を記載しなければならない。

労働保険の手続における 留意事項

浦河労働基準監督署 労災課

4

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

建設業の労災保険について

建設の事業における労災保険の適正な取扱いについて（令和7年12月10日）

令和7年12月10日

各労働保険事務組合の長 殿

厚生労働省北海道労働局総務部
労働保険徴収課長

建設の事業における労災保険の適正な取扱いについて

平素より労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、今般、厚生労働省の通達において、建設の事業における労災保険の適用に係る基本的事項が整理されたところです。

建設の事業における「事務所等労災」の適用につきましては、既に令和6年3月25日付け「建設業における土場・資材置き場等での作業に係る労災保険の適用について」において通知しており、今回の通達による変更はございませんが、改めて適正な事務手続き及び周知等に御協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、「建設の事業における「事務所等労災」に係る基本的事項について」の要旨は、別紙のとおりとなります。

併せて、別添のリーフレット「建設業の事業主の皆さまへ」につきましては、厚生労働省ウェブサイトの労働保険徴収関係リーフレット一覧のページに掲載されておりますので周知等に御利用願います。（同ページをインターネット検索する際の検索ワードは、「労働保険 リーフレット」となります。）



(リーフレットQRコード)

建設業の事業主の皆さまへ

～所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務**を行う場合は**事務所等の労災保険（継続事業）**を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

➤ 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、**有期事業にも該当していない**ことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。（裏面〈参考〉を参照）

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、**保険関係の成立が必要**です。
※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。
- ② 適用単位（事業場）は、原則、当該建設事業場（事業主）の事務所所在地となります。
※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。
- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。
※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出勤等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷（疾病含む）**した場合は**事務所等労災の保険関係で労災請求**してください。

◆ 成立手続と保険給付に関して…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合（又は行う見込みがある場合）で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することがあります。
- 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は→



 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

同居の親族について

同居の親族は労働者に該当するか？

□ 労災保険

同居の親族は、事業主と住居及び生計を一にするものであり、原則として労働基準法上の「労働者」には該当しませんが、同居の親族であっても一定の条件を満たすものについては、労働基準法の「労働者」として取り扱います。

□ 条 件

- 1 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。
- 2 就労の実態が他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払の時期等について、就業規則等により、その管理が他の労働者と同様になされていること。

「労働保険事務組合担当者のしおり」について

～北海道労働局ホームページ内の掲載場所



目的や内容で探す

事業主の方 ▶ 就労中の方 ▶ 求職中の方 ▶ 労働局採用案内

男女の雇用機会均等、労使関係等	労働条件・職場の安全衛生	雇用・人材開発
労働者派遣・有料無料職業紹介事業	労働保険関係	各種助成金等
各種セミナー関係	公式SNS	労働局からのお知らせ



目的や内容で探す

事業主の方 ▶ 就労中の方 ▶ 求職中の方 ▶ 労働局採用案内

男女の雇用機会均等、労使関係等	労働条件・職場の安全衛生	雇用・人材開発
労働者派遣・有料無料職業紹介事業	労働保険関係	各種助成金等

労働保険制度
▶ 労働保険の成立・納付等各種手続きについて

労働保険事務組合
▶ 事務組合関係 ▶ 各種様式

事務組合関係

労働保険事務組合とは

労働保険（労災保険と雇用保険）への加入手続や保険料の納付手続、雇用保険の被保険者に関する手続などの労働保険及び一般拠出金に関する事項の処理は、専門の担当者を置くことのできない中小事業の事業主にとっては、負担となることが少なくありません。

このような事業主の事務の負担を軽減するため、中小事業の事業主を構成員とする事業協同組合、商工会などの事業主の団体が、事業主に代わって労働保険事務の処理をするのが労働保険事務組合の制度です。

▶ [制度概要](#)（厚生労働省HP）

労働保険事務組合担当者のしおり（令和7年3月改訂）

▶ [表紙・目次 / 一般処理・年度更新・訂正報告 / 特別加入 / 滞納整理 / 各種資料](#)
[全体版はこちら](#)

労災補償の手続における 留意事項

浦河労働基準監督署 労災課

農業の労災保険について

農業の労災保険特別加入

農業に関する特別加入には、以下の3種類があります。

① **中小事業主等**は、労働者を雇い入れしていることが加入要件であり、労働者と同等の作業をしていて災害が生じた場合に労災補償の対象となります。

② **特定農作業従事者**は、中小事業主等に比べて労災補償の対象となる作業が限定されております。



ア 動力により駆動する機械を使用する作業



イ 高さが2メートル以上の箇所での作業



ウ サイロ、むろなどの穀類欠乏危険場所での作業



エ 農薬の散布作業

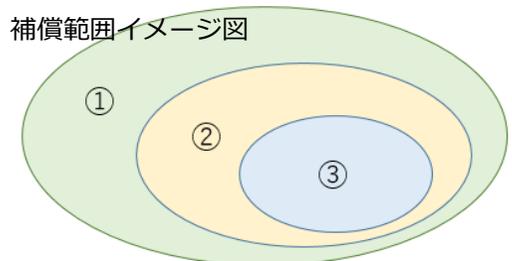


オ 牛、馬、豚に接触し、または接触するおそれのある作業

③ **指定農業機械作業従事者**は、指定農業機械を使用して農作業に従事しているときの災害が対象となります。

① 動力耕うん機その他の農業用トラクター	⑦ 次の定置式機械または携帯式機械	
② 動力溝掘機	・動力揚水機	・動力草刈機
③ 自走式田植機	・動力カッター	・動力摘採機
④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械	・動力脱穀機	・動力剪定機
⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械	・動力剪枝機	・チェーンソー
⑥ トラックその他の自走式運搬用機械	・単軌条式運搬機	・コンベヤー
	⑧ 無人航空機	
	(農業、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。)	

補償範囲イメージ図



漁業の労災保険について

請負給制の漁業労働者の平均賃金

請負給（定額給制でも相当額の歩合給が併給されているものを含む）によって使用される漁業労働者の賃金は、自然的条件に制約され、その総額が絶えず変動すること等から、**原則として負傷前の賃金締切日以前 1 年間**について平均賃金を算定します。

そのため、休業新規（初回）請求時には、「負傷前の賃金締切日以前 1 年間」にかかる

- ・ 賃金台帳
- ・ 出勤簿
- ・ 雇入通知書又は雇用契約書の写し（今期及び前期分）

を添付いただきますようお願いします。

閉会

長時間の御視聴お疲れ様でした。

動画視聴後のアンケートの回答に御協力をお願いします。